

平成 3 0 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 7 号	平成 2 9 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第 5 8 号	平成 2 9 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	2
議案第 5 9 号	平成 2 9 年度上尾市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	3
議案第 6 0 号	平成 2 9 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第 6 1 号	平成 2 9 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	5
議案第 6 2 号	平成 2 9 年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	6
議案第 6 3 号	平成 3 0 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 6 4 号	平成 3 0 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 5 号	平成 3 0 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 6 号	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 6 7 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 6 8 号	上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議案第 6 9 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議案第 7 0 号	上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について……………	2 0
議案第 7 1 号	工事請負契約の締結について……………	2 3
議案第 7 2 号	財産の取得について……………	2 4
議案第 7 3 号	財産の取得について……………	2 5

議案第 7 4 号	市道路線の認定について……………	2 6
議案第 7 5 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	2 7
議案第 7 6 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	2 8
議案第 7 7 号	教育委員会委員の任命について……………	2 9

議案第 57 号

平成 29 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度上尾市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

決算書別冊のとおり

議案第 5 8 号

平成 2 9 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

決算書別冊のとおり

議案第 59 号

平成 29 年度上尾市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度上尾市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

決算書別冊のとおり

議案第 60 号

平成 29 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
平成 29 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

決算書別冊のとおり

議案第 6 1 号

平成 2 9 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

決算書別冊のとおり

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度上尾市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 9 年度上尾市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

決算書別冊のとおり

議案第 6 6 号

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数」を削る。
第 4 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（給料及び地域手当の支給の一時差止め）

第 4 条の 3 市長は、市長等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、第 4 条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る市長等の給料及び地域手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定による給料及び地域手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「給料及び地域手当の一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文に規定する期間が経過した後においては、当該給料及び地域手当の一時差止処分後の事情の変化を理由に、市長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第 1 項の規定により一時差し止める給料及び地域手当の額は、各月における逮捕等期間の日数（市長等の給料及び地域手当の支給期日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給期日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において市長等の職に就いていない期間があるときは、当該市長等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

4 市長は、給料及び地域手当の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該給料及び地域手当の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、給料及び地域手当の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが給料及び地域手当の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 給料及び地域手当の一時差止処分を受けた者について、当該給料及び地域手当の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 給料及び地域手当の一時差止処分を受けた者について、当該給料及び地域手当の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合

(3) 給料及び地域手当の一時差止処分を受けた者について、当該給料及び地域手当の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、市長が、給料及び地域手当の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、給料及び地域手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該給料及び地域手当の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 市長は、給料及び地域手当の一時差止処分を行う場合は、当該給料及び地域手当の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該給料及び地域手当の一時差止処分の際、給料及び地域手当の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（給料及び地域手当の不支給）

第4条の4 市長等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る給料及び地域手当を支給しない。

(1) 刑事事件により有罪の判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合 当該刑事施設

に拘置された期間

- (3) 刑事事件について罰金又は料金の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間

2 前条第3項の規定は、前項の規定により支給しないこととする給料及び地域手当の額について準用する。この場合において、同条第3項中「日数（市長等の給料及び地域手当の支給期日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給期日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定により支給しないこととする給料及び地域手当のうち既に支給された給料及び地域手当があるときは、当該給料及び地域手当の支給を受けた者は、これらを返納しなければならない。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（期末手当）」を付し、同条第1項中「（第1号を除く。）」を削る。

第5条の2及び第5条の3を次のように改める。

（期末手当の支給の一時差止め）

第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、市長等（同条第1項後段の規定に該当する市長等を含む。以下この条及び第5条の4において同じ。）の当該各号の基準日に係る期末手当の支給を一時差し止めるものとする。

(1) 市長等に、基準日前6月以内又は基準日から市長等に当該基準日に係る期末手当を支給すべき日（以下「支給日」という。）の前日までの期間において逮捕等期間がある場合で、当該身体の拘束を受けた理由となった行為に係る刑事事件に関し判決が確定していないとき。

(2) 基準日前6月以内又は基準日から支給日の前日までの期間において、市長等から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 第4条の3第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「期末手当の一時差止処分」という。）を受けた者に

ついて準用する。

3 第1項の規定により一時差し止める期末手当の額は、前条第2項に規定する期末手当の額の全額とする。

4 第4条の3第4項から第6項までの規定は、期末手当の一時差止処分について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「受けた日」とあるのは、「受けた日又は第5条の2第1項第2号の規定に該当するに至った日」と読み替えるものとする。

(期末手当の不支給)

第5条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第5条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号の規定に該当する者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）を支給しない。

(1) 基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に公職選挙法第11条第1項各号若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者

(3) 期末手当の一時差止処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、刑事事件により有罪の判決が確定したもの

(4) 基準日前6月以内又は基準日から支給日の前日までの間に刑事事件により有罪の判決が確定した者で、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるもの（前号に規定する者を除く。）

2 前項の規定により支給しないこととする期末手当のうち既に支給された期末手当があるときは、当該期末手当の支給を受けた者は、これを返納しなければならない。

第5条の4に見出しとして「（その他）」を付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下

「新条例」という。)第4条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けた期間がある場合の施行日以後の当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間に係る市長及び副市長(以下「市長等」という。)の給料及び地域手当について適用する。

3 新条例第4条の4の規定は、施行日以後に同条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、当該各号に定める期間が施行日以後にある場合の施行日以後の当該期間に係る市長等の給料及び地域手当について適用する。

4 新条例第5条の2の規定は、施行日以後に同条第1項各号のいずれかに該当する事由がある場合の市長等の期末手当について適用する。

5 新条例第5条の3第1項第4号の規定は、施行日以後に同号に該当する事由がある場合の市長等の期末手当について適用する。

提案理由

市長及び副市長に支給する給料、地域手当及び期末手当について、支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資するため、その支給要件を改めたいので、この案を提出する。

議案第 6 7 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 1 2 年上尾市条例第 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 4 8 の項を 5 0 の項とし、3 7 の項から 4 7 の項までを 2 項ず
つ繰り下げ、同表 3 6 の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、
「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」
に改め、同項を同表 3 7 の項とし、同項の次に次のように加える。

3 8 法第 8 5 条第 6 項の規定 に基づく仮設興行場等の建築 の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議 等の用に供する仮設 興行場等建築許可申 請手数料	1 件につき 1 6 万円
---	---	------------------

別表第 2 中 3 5 の項を 3 6 の項とし、4 の項から 3 4 の項までを 1 項ず
つ繰り下げ、同表 3 の項中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条第 2 項第
2 号」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項の次に次のように加える。

3 法第 4 3 条第 2 項第 1 号の 規定に基づく建築の認定の申 請に対する審査	建築物の敷地と道路 との関係の建築認定 申請手数料	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
---	---------------------------------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年
法律第 6 7 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、国際的な規模の会議等の用に供する仮設興行場等の建築許可申請等に係る手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 68 号

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(平成 27 年上尾市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「11 人」を「9 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推
進委員の定数を定める条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日に在任す
る農地利用最適化推進委員の任期満了の日（以下「任期満了日」という。）
の翌日以後に委嘱する農地利用最適化推進委員について適用し、任期満了
日までに委嘱された農地利用最適化推進委員については、なお従前の例に
よる。

提案理由

市内の農地面積の算定方法が変更になったことに伴い、農地利用最適化
推進委員の定数を見直したいので、この案を提出する。

議案第 69 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例

上尾市都市公園条例（昭和 48 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第 4 項中「使用」を「利用」に改める。

第 6 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第 7 条第 1 項中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条第 2 項中「前項の施設」を「有料の公園施設」に、「使用しようとする」を「利用しようとする」に、「の承認」を「（パークゴルフ場にあつては、指定管理者（第 18 条に規定する指定管理者をいう。次条及び第 7 条の 3 において同じ。））。次項において同じ。）の許可」に改め、同条第 3 項中「使用させ、」を「利用させ、」に、「使用させない」を「利用させない」に改める。

第 7 条の 2 の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「使用」を「利用」に、「12 月 31 日から翌年の 1 月 2 日まで」を「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」に改め、「別表第 2 の上平公園の」を削り、「3 月 31 日」を「3 月末日」に改め、同条第 2 項中「（第 18 条に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）」を削り、「前項」を「前 2 項」に、「使用」を「利用」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するもののほか、パークゴルフ場にあつては、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（元日を除く。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を利用に供さない日とする。

第 7 条の 3（見出しを含む。）中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第 1 号中「11 月 30 日」を「11 月末日」に改め、同条に次の 1 号を加

える。

(3) パークゴルフ場 次のアからウまでに掲げる期間の区分に応じ、当該アからウまでに定める時間

ア 6月1日から8月末日までの期間 午前8時から午後6時まで

イ 11月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後4時まで

ウ ア及びイ以外の期間 午前9時から午後5時まで

第9条第1項第1号ア中「。以下同じ」を削る。

第11条第1項中「又は承認」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「又は承認」を削り、同項第2号中「使用」を「利用」に改める。

第12条中「の許可」を削り、「使用の承認」を「許可」に改める。

第14条の見出しを「(使用料の額等)」に改め、同条第3項中「公園施設」の次に「(パークゴルフ場を除く。第16条の2において同じ。)」を加え、「使用しようとする」を「利用しようとする」に改め、同項ただし書中「使用する」を「利用する」に改める。

第15条第1項中「又は使用の承認」を削る。

第16条を次のように改める。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(使用料等の還付)

第16条の2 既納の使用料又は占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 都市公園の管理上特に必要があるため、市長が許可を取り消したとき。

(2) 有料の公園施設の管理上特に必要があるため、市長が許可を取り消したとき。

(3) 第3条第1項若しくは第3項又は第7条第2項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、これらの許可に係る行為又は利用をすることができないとき。

第17条中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第20条の次に次の5条を加える。

(利用料金の額等)

第20条の2 有料の公園施設（パークゴルフ場に限る。第20条の4及び第20条の6において同じ。）を利用しようとする者は、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、運動の目的以外に利用する場合は、第14条第1項の規定による。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第1項の利用料金の額は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(回数券)

第20条の3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前条第1項の利用料金の額から20パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

(利用料金の徴収)

第20条の4 第20条の2第2項の規定による利用料金は、許可の際徴収する。

2 有料の公園施設を利用しようとする者は、前条の規定により発行された回数券の購入をもって、所定の利用料金の納付に代えることができる。

(利用料金の減免)

第20条の5 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、市長の承認を得て、第20条の2第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第20条の6 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

(1) 都市公園の管理上特に必要があるため、指定管理者が許可を取り消し

たとき。

(2) 有料の公園施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が許可を取り消したとき。

(3) 第7条第2項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、有料の公園施設を利用できないとき。

第22条第3号中「使用の」を「利用の」に、「使用した」を「利用した」に改める。

別表第2に次のように加える。

戸崎公園	パークゴルフ場
------	---------

別表第4中「(第14条関係)」を「(第14条、第20条の2関係)」に改め、同表(1)の表備考第2号及び第3号中「使用する」を「利用する」に改め、同表(1)の表備考第4号中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表(2)アの表備考第2号中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同表(2)アの表備考第3号中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表(2)アの表備考第4号中「使用する」を「利用する」に改め、同表(2)アの表備考第5号中「使用者」を「利用者」に改め、同表(2)アの表備考第6号中「承認」を「許可」に、「使用した」を「利用した」に改め、同表(2)アの表備考第9号中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表(2)イの表備考第2号及び第3号中「使用する」を「利用する」に改め、同表(2)イの表備考第4号中「使用者」を「利用者」に改め、同表(2)イの表備考第5号中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表に次の表を加える。

(3) 戸崎公園

パークゴルフ場利用料金

利用区分	利用単位	利用料金の額
		18ホール
一般・学生		500円
児童・生徒		250円

備考

- 1 この表において、「児童・生徒」とは中学生以下の者が利用する場合をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者が利用する場合をいう。

- 2 市外に住所を有する個人（市内に通勤又は通学する者を除く。）
が利用する場合における利用料金は、この表の規定による利用料金の10割増しの額とする。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

提案理由

戸崎公園のパークゴルフ場を有料の公園施設と定めた上で、その利用料金、利用時間等について規定したいので、この案を提出する。

議案第70号

上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

平成30年8月29日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例

(公共下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、上尾市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 事業区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定めた予定処理区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）

第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠

償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月20日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月20日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月20日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月20日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(上尾市公共下水道事業特別会計条例及び上尾市公共下水道管理基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 上尾市公共下水道事業特別会計条例(昭和46年上尾市条例第16号)

(2) 上尾市公共下水道管理基金条例(昭和51年上尾市条例第5号)

(上尾市公共下水道事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の上尾市公共下水道事業特別会計条例による上尾市公共下水道事業特別会計に係る平成30年度の決算については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、公共下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 7 1 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 準用河川浅間川護岸工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2 1 6 , 5 4 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市向山二丁目 2 0 番地 1 5
株式会社早田工務店 |

提案理由

準用河川浅間川護岸工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第 7 2 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 3 1, 5 9 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市西区中釘 2 0 3 0 番地
埼玉日産自動車株式会社フリート営業部 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 7 3 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
| 1 | 自動車の数量 | 消防ポンプ自動車（C D - I 型） | 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 | |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 2 0 , 4 9 8 , 4 0 0 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目 5 番 1 1 号
長野ポンプ株式会社東京営業所 | |

提案理由

消防ポンプ自動車（C D - I 型）を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 7 4 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1 0 7 7 7 号 線	上尾市泉台三丁目 2 1 番地先	上尾市泉台三丁目 2 1 番地先	
2 1 7 6 8 号 線	上尾市井戸木四丁目 3 7 番地先	上尾市井戸木四丁目 3 7 番地先	
4 0 5 4 4 号 線	上尾市大字大谷本郷字 後耕地 7 6 6 番地先	上尾市大字大谷本郷字 後耕地 7 6 6 番地先	
5 1 1 3 5 号 線	上尾市愛宕二丁目 2 0 1 番地先	上尾市愛宕二丁目 2 0 1 番地先	
5 1 1 3 6 号 線	上尾市栄町 5 8 番地先	上尾市栄町 5 8 番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第75号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり公用自動車による人身事故及び物損事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

平成30年8月29日提出

上尾市長 畠山 稔

記

- 1 相手方 市外在住の男性
- 2 事故の概要 平成29年5月16日午後2時20分ごろ、上尾市大字西門前252番1地先路上で、公用自動車が道路交差点手前の車線右折帯に進入した際、前方を注視することを怠ったため、急制動をかけたものの間に合わず、停車中の車両に追突し、当該車両の運転手を負傷させ、及び車両を損傷させたもの
- 3 和解の要旨 市は相手方に対し、損害賠償金として、188万7,857円を支払う。

提案理由

公用自動車による人身事故及び物損事故の損害賠償の額を定め、和解したいので、上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年上尾市条例第26号）第7条の規定により、この案を提出する。

議案第76号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり公用自動車による人身事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

平成30年8月29日提出

上尾市長 畠山 稔

記

- 1 相手方 市外在住の男性
- 2 事故の概要 平成29年5月16日午後2時20分ごろ、上尾市大字西門前252番1地先路上で、公用自動車が道路交差点手前の車線右折帯に進入した際、前方を注視することを怠ったため、急制動をかけたものの間に合わず、停車中の車両に追突し、そのはずみでその車両が1台前に停車していた車両に追突し、当該1台前に停車していた車両の運転手を負傷させたもの
- 3 和解の要旨 市は相手方に対し、損害賠償金として、157万1,462円を支払う。

提案理由

公用自動車による人身事故の損害賠償の額を定め、和解したいので、上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年上尾市条例第26号）第7条の規定により、この案を提出する。

議案第 77 号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 30 年 8 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

小 池 智 司

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員岡田栄一氏の任期は、平成 30 年 9 月 30 日で満了となるが、後任として小池智司氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

